

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号、令和7年(ワ)第419号
志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 ほか

被告 北陸電力株式会社

第66準備書面

－被告が断層に関する評価を誤り続けており、その評価は信用に値しないこと－

2026年8月24日

金沢地方裁判所民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵 正明

ほか



第1 はじめに

1 原子力発電所の安全にとって地震対策は不可欠である。そして、地震対策を講じるためには、どこで、どの程度の地震が起こるかを予測することが重要であり、原発周辺の活断層の有無及びその長さの調査が必要となる。活断層の有無及びその長さが不明確な状況で地震に耐える構造物を建設することはできない。

2 被告は、一見もっともらしい根拠を示して、断層の有無、活断層か否か、断層の長さ、活断層の連動の有無といった断層に関する評価の妥当性を主張してきた。ところが、設置許可申請後、被告は、その評価を次々に変更してきた。

例えば、能登半島北部沿岸部断層帯は、科学的にもっともらしい根拠を5つも示して連動しないと評価した。その後、能登半島地震を受けて連動を認めるに至り、その連動範囲も徐々に拡大させ、現在は約226キロメートルまで拡

大している。しかし、なぜ評価を変えたのか、連動を否定していた5つの根拠について検証も何もされていない。

また、富来川南岸断層については、本訴訟において、原被告間で何度も主張の応酬があり、原告は専門家の意見をもとに科学的な根拠を提示して断層の存在を主張してきた。これに対して、被告は、科学的にもっともらしい根拠を示して断層ではないと言い張っていた。ところが、規制委員会の審査において、その存在を認めるに至ったにもかかわらず、被告が訴訟において主張していた根拠はどうなったのか、本訴訟でも規制委員会でも何ら説明がない。

能登半島北部沿岸断層帯や富来川南岸断層以外にも、被告は、断層に関する評価を誤り続けてきた。このような変遷から、被告が行った断層に関する評価が科学的に何らゆるぎないものではなく、地震学は未だに発展途中で完成した科学とはいえないことが分かる。そして、地震学がいまだ発展途中であるからこそ、被告は、断層に関する評価を、より安全側に評価することができたはずである。

しかし、被告は、断層に関する評価を過小な方向に誤っており、被告には、被告の経営上、より負担の少ない評価とする意図があったと考えられる。

- 3 被告は、科学ではなく、被告の経営上の負担、具体的には地震対策に要する費用や時間をより小さくしたいという会社の論理により断層に関する評価を行ってきたことで、規制委員会等の指摘により言い逃れ出来なくなり、やむなく評価を変遷させたといえる。

以下、被告が断層に関する評価を誤り続けてきたことを示し、被告の断層に関する評価、ひいては、被告が主張する原発の安全性が何ら信用に値しないことを明らかにする。

第2 被告が断層に関する評価を誤り続けてきたこと

1 総論

前述のとおり、被告は、設置許可申請後、断層の有無・断層の長さ等について、その評価を次々に変更してきた経過がある。以下、このように被告が断層に関する評価を変遷させてきた実例を挙げる。

なお、2006（平成18）年9月、耐震設計審査指針の改訂があり、後期更新世（12～13万年前）以降の活動が否定できない断層を検討の対象とするとされたので、活断層と表記する場合はこの例に従う。

2 被告が断層に関する評価を誤り続けてきた実例

(1) 能登半島北部沿岸部断層帯の未確認と連動の否定

ア 能登半島北部沿岸部断層帯は、石川県能登半島の北部沿岸から沖合にかけて分布する活断層帯であり、当初、被告は活断層と認めていなかった。しかし、後に活断層と認めるに至り、徐々にその長さ（連動を含め）を延伸させ、現在では226キロメートルの断層帯にまでその評価を変遷させてきた。その経過は以下の通りである。

イ 1997（平成9）年5月の志賀原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（2号原子炉の増設）では、耐震設計上考慮すべき活断層として第5.3-1図が引用されているが、この図には能登半島北部沿岸部断層帯の記載がなく、同断層帯は活断層としては認識されていなかった（甲A175号証）。

ウ 原被告間での前訴（名古屋高裁金沢支部 平成18年(ネ)108号事件、以下同じ。）の2008（平成20）年3月19日付準備書面(6)には以下の記載があり、活断層へと評価を変更している（甲A176号証99～101頁）。

（従来の評価）

「本件原子炉施設の耐震設計にあたっては、「東北裏日本海域の石油地質」(・・・)において珠洲岬沖に示された断層(・・・)について、地下深部における構造であり、少なくとも第四系には断層は存在しないと判断した。また鈴木(1979)「日本地質アトラス(第2版)」(・・・)等の文献において珠洲岬沖に示されたその他の断層については、断層の長さと敷地からの距離を考慮すると敷地に与える影響は小さいと判断した。」

(今回の評価)

「珠洲岬沖で示された断層群については、地質構造的にいくつかの活動区間に区分される可能性もあるが、中央部区間ではB₁層に変位・変形が認められることなどを考慮し、地質調査所の音波探査記録により第四系に断層等が認められないことを確認した各測線の間約69キロメートル区間(以下「珠洲岬沖断層帯」という。)について、安全評価上、後期更新世以降の活動の可能性のあるものとして取り扱い、耐震設計に考慮するものとした。」

エ 本訴2012(平成24)年9月26日付答弁書(103頁)においても、猿山岬北方沖断層は約49キロメートル区間を、珠洲岬沖断層帯は約69キロメートル区間を活断層としていた。しかし、両断層が連動するとの評価ではなかった。

オ 2023年(令和5)年5月12日の原子力規制委員会による原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合(以下「審査会合」という。)において、猿山沖セグメント・輪島沖セグメント・珠洲沖セグメント及び禄剛海脚を中心とする禄剛セグメントに関する文献や、国による連動の評価から「能登半島北部沿岸域断層帯」として、約96キロメートル区間を後期更新世以降の活動が否定できないと評価している(甲A177号証 258、286頁)。

連動を前提としつつも、従来の６９キロメートルから９６キロメートルへ長さを延伸させた。

カ ２０２３（令和５）年１０月６日の規制委員会審査会合においては、能登半島北部沿岸部断層帯と笹波沖断層帯との連動は否定していた。この理由として、①両断層間の海上音波探査記録に断層等が認められない、②重力異常分布から連続する構造は認められない、③高比抵抗ブロックが両断層の間に位置している、④両断層が少なくとも後期更新世以降に一連で活動していない、⑤両断層の最新活動時期の相違の５つを挙げていた（甲Ａ１７８号証 ４７４頁）。

キ ところが、２０２４（令和６）年１月の能登半島地震により、能登半島北部沿岸域断層帯と笹波沖断層帯が１５０キロメートルに及んで連動した。そこで、２０２４（令和６）年１１月６日付で原子力規制委員会に提出した資料において、被告は連動を認めるとともに、連動を検討する距離を約１７８キロメートルまで延伸した（甲Ａ１７９号証 ２０２４年１１月６日付説明資料）。

ただ、前年の規制委員会審査会合において連動を否定した上記の理由（カの①～⑤）は、そのままとされ、あくまでも現実に連動したから連動を認めたにすぎない（甲Ａ１８０号証 ２０２５年３月２１日付規制委員会審査会合資料１－１ ２４頁）。

ク さらに、２０２６（令和８）年４月３日の規制委員会審査会合において、被告は、能登半島北部の海域活断層が連動して動く長さを２２６キロメートルに見直した（甲Ａ１８１号証 ２０２６年４月３日付規制委員会審査会合資料１－１ ４頁）。

ケ なお、２００７（平成１９）年３月２５日に発生したＭ６．９の能登半島地震における震源断層の長さは約４５キロメートルとされるが、当時被

告が認定していた独立したF-14、F-15、F-16の断層が連動した可能性が高いとされており、今回と同様の想定外の連動が発生していた。

コ 以上のとおり、被告は、能登半島北部沿岸部断層帯について、活断層か否か、連動するか否か、連動する長さに関し、その評価を変遷させてきたにもかかわらず、その評価を変遷させた理由の説明がなされていない。科学的ではなく、会社の論理により断層の評価を矮小化してきたことが、このような理由なき変遷につながったといえる。

(2) 敷地内断層の評価の変更

ア 本訴訟でも問題となっている敷地内活断層について、被告は長い間シームと称し、そもそも断層であること自体を認めてこなかった。シームとは、答弁書別添（注釈集）10頁によると、岩盤中の割れ目に、粘土あるいは岩片混じりの粘土が挟まった薄い弱層をいうとされる。

しかし、その後は断層とは認めるものの、活断層であることを否定し、現在に至っている。その経過は以下のとおりである。

イ まず、被告は、答弁書（105～106頁）において、「本件敷地周辺の重力探査の結果によれば、本件敷地には規模の大きな断層の存在を示唆するような重力異常急変部は認められず、弾性波探査、ボーリング調査、試掘坑調査等の結果からも、本件敷地には規模の大きな断層や破碎帯は認められない。」と主張していた。

ウ 2014（平成26）年8月26日の規制委員会審査会合に提出された「志賀原発2号機新規制基準への適合性に係る申請」の説明でも、「敷地内シームについては、いずれも将来活動する可能性のある断層等ではないと評価」と記載していた（甲A182号証 8頁）。

エ ところが、2017（平成29）年3月10日の規制委員会審査会合での説明から被告は、突然シームを断層と改めている（甲A183号証 4

頁)。ただ、2018（平成30）年1月15日付準備書面（33）4頁以下では、依然として「本件敷地内シーム」との表記を続けていた。

オ そして、2021（令和3）年1月15日の規制委員会審査会合資料で「敷地内に分布する36本の断層は、いずれも将来活動する可能性のある断層等ではないと評価する。」と記載し、断層であることは認めたものの活断層ではないとした（甲A184号証 432頁）。

なお、訴訟上は、2023（令和5）年12月11日付準備書面（34）において「敷地内活断層」と表記を変更している。

カ 以上のとおり、被告は、敷地内活断層について、長い間シームと称し断層であること自体を認めてこなかったが、断層と改めるに至っている。しかし、その理由については説明がなされていない。断層の評価を矮小化しようとしたことが、このような理由なき変遷につながったといえる。

(3) 邑知瀉断層帯の長さの過小評価

ア 被告は、前訴において問題となった邑知瀉断層の長さを過小評価していた。その経過は以下のとおりである。

イ 被告は、前訴一審・最終準備書面（補充）（3～4頁）では、「文献調査、空中写真判読、地表地質調査等の詳細な調査に基づき、耐震設計に考慮すべき活断層の長さ等を評価し、敷地への影響の観点から、石動山断層（長さ8キロメートル）を耐震設計上考慮すべき活断層として選定」していた（甲A185号証 4頁）。

ウ それが、前訴控訴審・準備書面(6)では長さが延伸され、「従来、石動山断層として評価していた羽咋市飯山町から中能登町久江付近までの区間を含む羽咋市飯山町から中能登町二宮付近までの区間について、鹿島地塊の背斜構造に関連する活動が後期更新世以降に及んでいるものと判断した。」とした上で（58頁）、「邑知瀉断層帯の北部は、宝達志水町竹生野から七

尾市佐野町付近に至る石動山北西縁に位置し、同区間では3つの背斜構造（・・・）が認められる。」として、そのうち鹿島地塊及び七尾地塊の背斜構造について「ともに後期更新世以降の活動の可能性があることや石動山地の隆起を形成した背斜構造としての一体性を考慮し、・・・（中略）・・・後期更新世以降の活動の可能性があるものとして取り扱」い、「これら石動山北西縁の東側隆起の逆断層と野寺断層（・・・）との関連については、・・・（中略）・・・、両断層を一体としている文献（・・・）もあることなどを考慮して、安全評価上、・・・（中略）・・・かほく市野寺から七尾市佐野町に至る約34キロメートル区間について、邑知潟南縁断層帯として耐震設計に考慮するものとした。」（甲A176 58、65～66頁）と主張している。

この段階で、被告は、邑知潟断層帯の長さを8キロメートルから34キロメートルへ延伸させた。

エ また、前訴控訴審・準備書面(9)では、2007（平成17）年3月の段階で地震調査委員会では邑知潟断層帯を約44キロメートルと評価されていたにもかかわらず（甲A186号証 1頁）、被告は、「地震調査委員会の評価を基にして邑知潟断層帯を約44キロメートルとして考慮する必要はない」としていた（甲A187号証 12～13頁）。

また、本訴訟答弁書97頁においても、約34キロメートルと前訴控訴審準備書面(6)と同一の主張をしていた。

オ ところが、2022（令和4）年7月29日の規制委員会審査会合における説明で、突然、被告は邑知潟南縁断層帯の長さを44.3kmと変更した（甲A188号証 4頁）。

カ 以上のとおり、被告は、邑知潟断層帯の長さについて、自らが従前示してきた根拠について明確な説明をすることなく、徐々に延伸させてきた。断層の長さを矮小化しようとしたことが、このような説明なき変遷につな

がったといえる。

(4) 富来川南岸断層の活動性について評価の変更

ア 従来、被告は、富来川南岸断層は活断層ではないとしていたが、その後活断層であると変更した。その経過は以下のとおりである。

イ 被告は、答弁書（９７～９８頁）では「富来川南岸断層周辺では、約６キロメートルの区間に、直線的な急崖等からなるリニアメント・変動地形が断続的に判読される。地表地質調査結果によれば、富来川南岸断層沿いには、リニアメント・変動地形に対応する断層は認められず、リニアメント・変動地形を横断して実施したトレンチ調査及び表土剥ぎ結果からも、リニアメント・変動地形に対応する断層は認められない。さらに、リニアメント・変動地形を挟んだ富来川右岸、左岸に分布する中位段丘Ⅰ面の分布高度に差がないことから、急崖が丘陵基部の平野下に伏在する断層に起因して形成されたとしても、その活動は中位段丘Ⅰ面形成以降に及んでいないと考えられる。以上により、富来川南岸断層については、少なくとも後期更新世以降の活動が問題となるものではないと判断した。」として富来川南岸断層の活動性を否定していた。

ウ そして、平成２６年１２月９日付準備書面(12)（９６頁）でも「富来川南岸断層については、……将来活動する可能性のある断層等ではない。」として、答弁書と同様、活動性を否定していた。

エ さらに、平成２９年３月２５日付準備書面(28)（１７～１８頁）で「富来川南岸断層の存在を示唆する文献が存在し、変動地形学的調査によればリニアメント・変動地形が存在するものの、被告が実施した詳細な調査によれば、当該リニアメントに対応する断層は認められず、後期更新世以降に活動した痕跡も認められない。すなわち、富来川南岸断層は、将来活動する可能性のある断層等ではない。」と主張し、この時点でも活動性を否定

していた。

オ　ところが、2021（令和3）年5月14日の規制委員会審査会合で「地下深部で富来川南岸断層に対応する逆断層を確認できたものの、活動性評価に用いる上載地層や明確な段丘面が認められなかったことから、富来川南岸断層について、後期更新世以降の活動が否定できないと評価する。」（甲A189号証 7頁）として、従来の評価を見直した。

カ　これを受けて、訴訟上も、2021（令和3）年5月24日付上申書（3～4頁）で「第531回審査会合（引用者注：2017（平成29）年12月8日に開催されている。）後、富来川南岸断層について、あらためてボーリング調査及び反射法地震探査、段丘面調査等の追加調査を実施した（・・・）。その結果、富来川南岸断層について、上記追加調査の結果、断層を挟んで北方の地形面においては、中位段丘面に加えて、中期更新世に形成された高位段丘面が広く分布することがあらためて確認された一方、断層を挟んで南方の地形面においては、小規模な中位段丘面は認められるものの、高位段丘面は分布しておらず、断層北方の段丘面と分布高度と比較が可能な、すなわち、活動性評価に用いることができる明確な段丘面が認められなかったことから、被告は、より安全側の判断として、活動性に係る評価を見直し、富来川南岸断層を「将来活動する可能性のある断層等」として評価することとした。」と主張を変更した。

キ　以上のとおり、原被告間で何度も主張の応酬があり、原告は専門家の意見をもとに科学的な根拠を示し富来川南岸断層の存在を主張してきた。これに対し、被告は、科学的にもっともらしい根拠を示して断層ではないと言い張っていた。

しかし、原子力規制委員会の審査において、被告は、その存在を認めるに至ったにもかかわらず、被告が訴訟において主張していた根拠はどんな

ったのか、本訴訟でも原子力規制委員会でも何ら説明がない。

被告が行った評価の見直しは、単に言い逃れができなくなったから見直したにすぎず、これまでは会社の論理で断層に関する評価を矮小化していたものといえる。

(5) 羽咋沖両断層の活動性について評価の変更

ア 被告は当初、羽咋沖東及び西撓曲の両断層を活断層と認めていなかったが、その後活断層と評価を変更した。その経過は以下のとおりである。

イ 控訴審・準備書面(6)での記載

(従来の評価)

「本件原子炉施設の耐震設計にあたっては、羽咋沖西撓曲及び羽咋沖東撓曲について、敷地前面調査海域で実施した海上音波探査記録により、地震との関連性はない褶曲として把握しており、耐震設計に考慮する必要はないものと判断していた。」

(今回の評価)

「羽咋沖西撓曲については、安全評価上、褶曲構造の形状から褶曲の東翼基部に西傾斜の逆断層が伏在していると推定し、非対称な褶曲構造が認められない測線までの約23キロメートル区間について、後期更新世以降の活動の可能性があるものとして取り扱い、耐震設計に考慮するものとした(・・・)。

羽咋沖東撓曲については、安全評価上、褶曲構造の形状から褶曲の東翼基部に西傾斜の逆断層が伏在していると推定し、南部の背斜構造が不明確な区間を含め、非対称な褶曲構造が認められない測線までの約32キロメートル区間について、後期更新世以降の活動の可能性があるものとして取り扱い、耐震設計に考慮するものとした(・・・)。(甲A176 92～94頁)

ウ その後、答弁書（１０２頁）でも、羽咋沖西撓曲については約２３キロメートル区間を、羽咋沖東撓曲については約３４キロメートル区間について、後期更新世以降の活動の可能性があるものとして取り扱い、耐震設計に考慮するものとしたと主張している。

エ 以上のとおり、被告は当初、羽咋沖東及び西撓曲の両断層を活断層と認めていなかったが、その後活断層と評価を変更した。会社の論理で断層の評価を矮小化しようとしたことが、このような変遷につながったといえる。

(6) 福浦断層の活動性について評価の変更や長さの過小評価

ア 被告は当初、福浦断層を活断層とは認めていなかったが、その後これを活断層と認めるに至っている。その経過は以下のとおりである。

イ 従来、被告は、前訴控訴審・準備書面(6)や同・準備書面(8)において、「活動が後期更新世に及んでおらず、耐震設計に考慮する必要がないと判断した（・・・）。」等と主張していた。（甲Ａ１７６ １０５～１０７頁、甲Ａ１９０号証 １８頁）

ウ ２０１２（平成２４）年９月２６日付答弁書（１０４頁）においても、「地形調査結果によれば、リニアメント・変動地形の西方及び南方延長にかけて中位段丘Ⅰ面が連続して分布し、この旧汀線（・・・）はほぼ同じ高度で連続することから、中位段丘Ⅰ面形成以降に本断層の活動は及んでいない。また、地表地質調査によれば、・・・（中略）・・・風化物について、少なくとも・・・（中略）・・・赤色土壌化を受けており、また、詳細地質調査、軟Ｘ線写真（・・・）等の結果から破碎構造は見られないことから、本断層の活動が後期更新世に及んでおらず、耐震設計に考慮する必要がないと判断した。」として福浦断層を活断層と認めていなかった。

エ ところが、２０１４（平成２６）年１２月９日付準備書面(12)（３７頁）

では「地形調査結果及び北部区間での地表地質調査においては活動性が認められないものの、南部区間での地表地質調査において、赤色土壌の基底が変形している可能性も否定できないことから、北部約1.4キロメートル区間及び南部約1.2キロメートル区間を合わせた2.7キロメートル区間について、安全側に判断して、これを福浦断層として将来活動する可能性がある断層等として耐震設計に考慮するものとした（・・・）。」として、福浦断層を活断層であると変更した。

オ さらに、2021（令和3）年10月14日規制委員会審査会合では福浦断層の長さを2.7kmから3.2kmに延伸している（甲A191号証 4及び5頁）。

カ 以上のとおり、被告は福浦断層を活断層と認めていなかったが、その後活断層と評価を変更し、その長さも延伸してきた。会社の論理で断層の評価を矮小化しようとしたことが、このような変遷につながったといえる。

(7) 碁盤島沖断層及び兜岩沖断層の活動性について評価の変更

ア 被告は、両断層について当初活断層であることを否定していたが、その後、活断層であると評価を変更した。その経過は以下のとおりである。

イ 前訴控訴審・準備書面(6)では以下のとおり活動性を否定していた。

（従来の評価）

「原子炉施設の耐震設計にあたっては、・・・(中略)・・・両断層は中期更新世に形成された B₂層から下位の地層に推定される断層であり、後期更新世に形成された B₁層に変位・変形を与えていないことから、いずれも後期更新世以降の活動はないと判断していた（・・・）。」

（今回の評価）

「海上音波探査記録によれば、いずれの層も B₂層以下に推定される断層であり、断層推定位置の上部の A 層及び B₁層には断層活動の影響

は認められず、海底地形も平坦である。これらのことから、・・(中略)・・
従来の評価と同様、いずれも後期更新世以降の活動が問題となるものでは
なく、耐震設計に考慮する必要はないと判断した(・・・)。(甲 A 1
7 6 1 1 1～1 1 2 頁)

ウ そして、答弁書(105頁)においても、兜岩沖断層についてのみであるが、「海上音波探査記録によれば、B₂層(・・・)等に撓みが認められるが、B₂層上部のA層(・・・)及びB_{1U}層(・・・)は海底面に対しほぼ平行に堆積し、海底地形も平坦である。これらのことから、兜岩沖断層については、後期更新世以降の活動が問題となるものではなく、耐震設計に考慮する必要はないと判断した。」として活断層であることを否定していた。

エ ところが、2017(平成29)年12月8日規制委員会審査会合でB_{1L}層に変位、変形の可能性が否定できないことから、両断層がいずれも後期更新世以降の活動が否定できない活断層と評価すると変更した(甲 A 1 9 2号証。資料1 3・80・81頁)。

オ 以上のとおり、被告は、碁盤島沖断層及び兜岩沖断層について当初活断層であることを否定していたが、その後、活断層であると評価を変更した。会社の論理で断層の評価を矮小化しようとしたことが、このような変遷につながったといえる。

第3 被告の断層に関する評価が信用できないこと

- 1 以上のとおり、被告は、本件原発周辺の活断層の有無、活動性の評価、断層の長さを段階的に変更してきた。

このことは、被告による断層調査の不十分性を示すとともに、地震学の未成熟を示す証左でもある。そして、被告は、このような地震学が未成熟であることを恣意的に利用し、会社の論理で、断層に関する評価を矮小化してきたこと

が変遷につながったといえる。

2 地震学は未成熟であり断層の正確な判定はできないこと

被告は、それぞれの断層評価を変更する以前には、それ相当の「科学的」とされる根拠を示して活断層であることを否定してきた（例えば、能登半島北部沿岸域断層帯と笹波沖断層との連動の否定には5つもの「科学的」根拠を挙げていた。）。しかし、更なる調査や現実が発生した地震等により活断層と認定を変更したとするものの、果たして調査が十分であるかについては過去の認定の変更の歴史を見ると信用に値しない。

特に、海域については、これまでの音波調査による調査の不十分性が後藤秀昭教授（広島大学大学院）により指摘されている（甲 B 4 1 5）。しかも、後藤教授によると、能登半島北部の海域では最新の高分解能音波探査及び三次元サイドスキャンソナーを用いて調査はなされているが、本件原発の西方海域の調査がなされていないことからすると、現段階で被告の、特に海域活断層の評価では不十分である。

とりわけ令和7年1月の地震調査推進本部地震調査委員会委員長見解によると、今後の地震の予測はできず、これまでに例がない事態であることも併せれば、被告の地震動評価は過小評価であり、このままでは原発の耐震安全性は担保できない。

さらに、被告は平成9年（その後同10年・11年に一部補正）に2号機を増設する際の原子炉設置許可申請書においては、敷地に特に影響の大きいと考えられる活断層として、眉丈山第2断層、跡津川断層、御母衣断層、糸魚川－静岡構造線活断層系（北中部）及び糸魚川－静岡構造線活断層系を挙げている（甲 A 1 7 5 6－5－26、6－5－27）。そして、敷地からの震央距離が200km以内の被害地震を確認したところ、敷地から100km以内ではM7以上の地震は起こっていない・敷地から30km以内では、1892年の能登の地

震（M6.4）、1993年の能登半島の地震（M6.0）以外にはない・歴史時代を通じて敷地付近では、強震以上は5回（200年に1度の割合）、烈震以上は2回（500年に1度の割合）、激震以上は有史以来経験していないので、敷地は地震活動性の低い地域であると主張していた（甲A175 6-5-2）。

ところが現在では、従前被告が挙げていた前記各断層は問題とされておらず、これまで本書面で述べてきたような全く別の活断層が敷地に影響の大きい活断層として問題とされている。しかも、本件原発周辺は地震活動性の高い地域とされている。

原発周辺の活断層の有無及びその長さを正確に把握することは、どこで、どの程度の地震が起こるかを予測し、原発の耐震性を検討する上で重要となる。被告による断層調査の不足は明らかである上に、地震学は未だに発展途中で完成した科学でないことを物語っている。

以上のとおり、被告による断層調査は不十分であり、そもそも、地震学は未だに発展途中で完成した科学でなく、調査を行っても正確な判定はできない。地震学が未成熟といった観点から、被告の断層に関する評価、ひいては被告の主張する原発の安全性は信用に値しない。

3 過小評価する動機があること

営利企業である電力会社には、原発周辺の活断層の有無及びその長さに関する評価を過小評価する動機がある。

例えば、2026年1月5日、浜岡原発3・4号機の新規制基準適合性審査において、断層モデルの手法によって基準地震動を策定する前提となる統計的グリーン関数を算出するにあたり、原子力規制委員会に対しては、「計算条件の異なる20組の地震動を計算し、それらの平均に最も近い波を代表波として選定する方法を用いた」旨の説明をしていたにもかかわらず、実際には、これが平均となるようにあとの19波を選定したり、20組の組合せを多数作成し、

その中から都合の良い1組を原子力規制委員会に提出したりしていたことを明らかにした。原子力規制委員会への外部通報で発覚したという。中部電力の行為について、原子力規制委員会は、「捏造であり、前代未聞の事案」(山中委員長)、「捏造又は改竄にあたる」(山岡委員)、「中部電力の申請書でどこが信用できるかわからない」(杉山委員)、「国費を無駄にするような行為だ」(神田委員)と厳しくコメントした。

その他、過去、原子力事業者が起こした不祥事は、敦賀原発の事故隠し(1981年発覚)、東京電力の29件にもわたる記録の不正記載(2007年発覚)、敦賀原発のデータ改竄(2020年発覚)など、枚挙にいとまがない。本件原発に関しても、原発の鉄筋データ改竄(1989年発覚)や、1999年6月に志賀原子力発電所1号機において発生した臨界事故の隠蔽(2007年3月発覚)といった不祥事が起きている。

このような不祥事は、営利企業として利益を追求することが、都合の悪い事実を隠す動機づけとなっていたことで生じたといえる。断層に関する評価も過小評価することで、審査が通りやすくなったり、安全対策費が安く抑えられたりすると考えられる。

被告は、断層に関する評価を変更させてきた中で、「より安全側に評価して」という理由を多用している。このことは、評価可能な幅の中で、より安全な評価をすることができていたにもかかわらず、それを行っていなかったということを示している。

このような電力会社の姿勢について、原子力規制委員会の委員長代理を務めたこともある島崎邦彦氏も、「例えば、実際には、マグニチュード7から8の地震が起こる可能性があるのに、電力会社はマグニチュード6から7と想定する。地震の規模を少しでも小さくしようとするわけです。マグニチュードが「1」違うと、エネルギーは30倍以上も違ってきます。活断層についても、本当は

つながって長くなっているものでも、断層が途中で切れているという資料を作り、小さく小さく評価する。」と発言している（甲 B 4 2 2、通販生活記事）。

4 結論

設置許可申請後、断層の有無・断層の長さ等について、その評価を次々に変更してきた被告の態度は、以上のような事情を物語っている。

不十分な調査によってなされた被告の断層に関する評価は信頼に値せず、このような被告の対応は、被告が行うべき本件原発の耐震安全性の立証が不十分というだけではなく、実体として本件原発の耐震安全性が欠如していることを示している。

上記のような不祥事と同様、利益を追求するため、被告は、地震学の未成熟性を恣意的に利用し、断層に関する評価を過小評価してきたといえる。

被告が行う断層に関する評価を到底信用することはできず、本件原発の安全性は担保されていない。

以 上